

平成 29 年 10 月 11 日

保護者様

知徳高等学校
校長 石川素久

アルバイト許可願について

秋冷の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、夏休み期間中や 2 学期に入り、アルバイトをしている生徒が数多くいるなかで、無断アルバイトをし、指導を受けた生徒が数名おりました。アルバイトを行うことで社会経験ができる一方で、社会とのつながりが増えることでのトラブルや人間関係によって学校生活に影響が及ぶこともあります。そのような事態が起これないためにも必ずアルバイトの許可願（学期、長期休暇ごと）を提出して頂くとともに、ご家庭でもご指導していただければ幸いです。

アルバイト規約については以下の通りになっています。

- 1 アルバイトは許可制とする。
- 2 学校行事（授業・試験・委員会・補習・作務）などが最優先である。
- 3 下記基準により、協議し決める。
 - ① 次に挙げる業種は許可しない。
 - ・アルコール類を提供する飲食店 ・ゴルフのキャディー
 - ・パチンコ、ボーリング場などの遊技場や、18歳未満立入禁止の場所
 - ・危険な業務を伴うもの ・車、原動機付自転車の運転を伴うもの
 - ② 宿泊を伴うアルバイトは禁止する。
 - ③ 従事する時刻が20時過ぎるものは禁止する。
 - ④ アルバイトする期間は月の2分の1以内とする。
- 4 手続は許可願に必要事項を記入し、HR 担任及び生徒指導部の許可を得る。

付記

- 1 アルバイト許可証、生徒手帳（身分証明書）を常時携行すること。
- 2 アルバイト終了後、HR 担任を通じ報告書を生徒指導部に提出すること。
- 3 許可を受けずにアルバイトをした場合、指導措置を講ずる。

生徒指導部